

RPS の経過措置の変更について（数種のパターンに基づく試算）¹

（概要版）

ナットソース・ジャパン株式会社 船曳 尚

2005年12月22日に総合資源エネルギー審議会新エネルギー部会RPS法評価検討小委員会が開催され、それまでの議論の中間とりまとめの中で、経過措置の見直しが論点の一つとして挙げられた。

当社RPS取引チームでは、ナットソース・ジャパン・レター（NJL）2005年9月号に「RPSの将来需給について」というペーパーを発表し、制度運用の実務者として、現状の義務量設定では矛盾が生ずる可能性を指摘した。今回、見直しが行なわれた場合の検討の一助として、前回の試算で使用したシナリオを用い、4種類のパターン（相当量の有効期間の延長、経過措置期間における義務量の実質引き上げ）に基づいた将来の需給の変化を試算²し、NJL2006年2月号に掲載した。本ペーパーはその要約版である。

➤ シナリオの前提

2011～2014年度の利用目標量は、2010年度と同じ122億kWhと仮定

需給については制度全体を見るため、個別企業の行動はあくまで合理的であると仮定（売り惜しみや買い渋りは起こらない）

➤ シナリオ

ケース：2005年度以降、新エネ等電気の発電量が2003年度から2004年度への増加量である8億9355万kWhずつ定率で増加

ケース：2005年度以降、新エネ等電気の発電量が前年度比5%ずつ定率で増加

ケース：2005年度以降、新エネ等電気の発電量が前年度比10%ずつ定率で増加

ケース：2005年度以降、新エネ等電気の発電量が前年度比15%ずつ定率で増加

ケース：2005年度は新エネ等電気の発電量が前年度比15%、2006年度以降増加率が前年度より1%ずつ逡減しながら、発電量としては増加（2014年度で前年比6%増加）

ケース：2005年度は新エネ等電気の発電量が前年度比15%、2006年度以降増加率が前年度より1.5%ずつ逡減しながら、発電量としては増加（2014年度で前年比1.5%増加）

➤ パターン

パターン1：2006年度以降に発電される新エネ等電気の義務履行に対する有効期間を現行の2年から3年に延長

パターン2～4：負担緩和に用いる経過調整率を表1のように変更

表1 経過調整率の変化（試算の前提）

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
現行	1	1	1	1	1	2/3	1/3	0
パターン2	1	1	1	1	3/4	1/2	1/4	0
パターン3	1	1	1	4/5	3/5	2/5	1/5	0
パターン4	1	1	1	1	1/2	1/3	1/4	0

➤ 追加的負担

2010年度までに追加的に発生する義務量は、パターン1が0kWh、パターン2が21.3億kWh、パターン3が42.5億kWh、そしてパターン4が39.0億kWhである。

表2が、上記前提における試算³の結果である。

¹ 本稿は、筆者個人の業務経験と試算に基づいたものであり、所属する会社、部署としての統一した見解ではない。全ての責任は筆者個人にある。

² シナリオ及びパターンに用いた数値は、数値計算を単純化させるため筆者が任意で選んだ数値である。

³ 今回の試算では、経過調整率の変更によるインパクトを概算で把握することを目的としており、個別電気事業者ごとの「自己の既存利用率」を用いた積み上げではなく、資源エネルギー庁が平成15年1月に公表した一般電気事業者の調整後の基準利用量の推計値¹⁰の10社合計の値を用いて、経過調整率による利用目標量と調整後の基準利用量の差へのインパクトを算出し、経過調整率を変化させた場合の調整後の基準利用量の変化を試算した。動的分析は行っていない。

表 2 試算結果

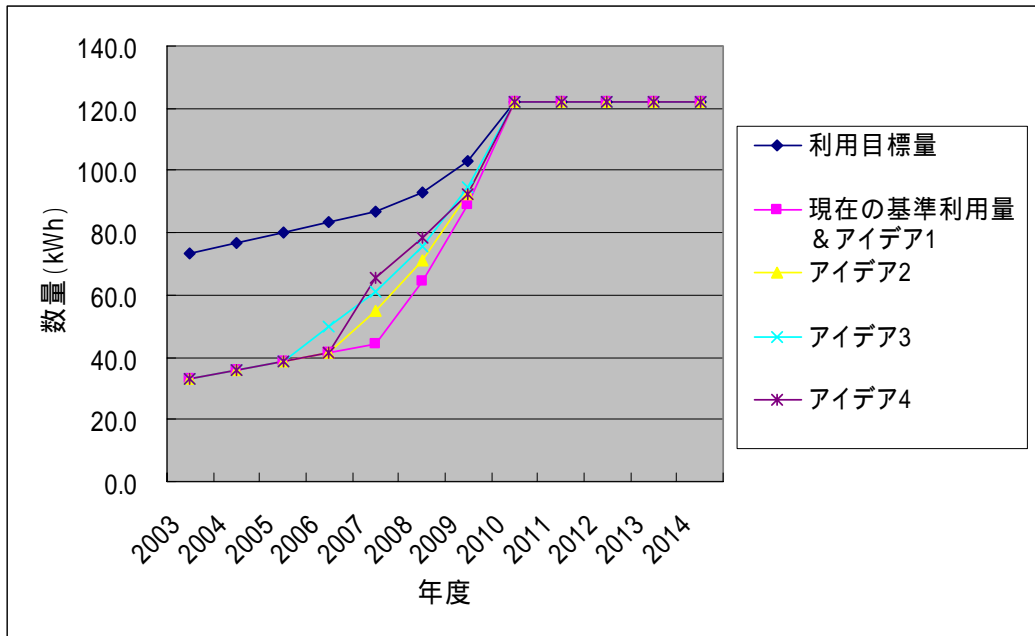
	年度	基準利用 量	ケース		ケース		ケース		ケース		ケース		ケース	
現 状	2007	44.4	21.1	75.9	1.8	56.8	9.5	65.3	17.5	74.7	16.9	72.7	16.6	71.8
	2008	64.2	11.7	84.8	0.0	52.3	1.1	71.9	10.5	85.9	8.5	81.4	7.6	79.3
	2009	88.9	0.0	89.7	0.0	26.0	0.0	62.0	0.0	95.7	0.0	82.9	0.0	76.8
	2010	122.0	0.0	70.4	0.0	▲ 24.4	0.0	27.0	0.0	87.2	0.0	60.4	0.0	47.7
	2011	122.0	0.0	60.0	0.0	▲ 24.4	0.0	0.6	0.0	95.8	0.0	46.8	0.0	24.2
	2012	122.0	0.0	58.6	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 16.1	0.0	124.0	0.0	41.9	0.0	5.1
	2013	122.0	0.0	66.1	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 22.4	2.0	172.7	0.0	45.1	0.0	▲ 10.9
	2014	122.0	0.0	82.5	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 17.1	50.7	198.6	0.0	55.9	0.0	▲ 24.4
パ タ ー ン 1	2007	44.4	0.0	97.0	0.0	58.6	0.0	74.9	0.0	92.2	0.0	89.6	0.0	88.4
	2008	64.2	0.0	117.6	0.0	54.1	0.0	82.5	0.0	113.8	0.0	106.9	0.0	103.5
	2009	88.9	0.0	122.5	0.0	27.8	0.0	72.7	0.0	123.6	0.0	108.4	0.0	101.0
	2010	122.0	0.0	103.2	0.0	▲ 24.4	0.0	37.6	0.0	115.2	0.0	85.8	0.0	71.9
	2011	122.0	0.0	92.8	0.0	▲ 24.4	0.0	11.3	0.0	123.7	0.0	72.2	0.0	48.4
	2012	122.0	0.0	91.4	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 5.5	0.0	151.9	0.0	67.3	0.0	29.3
	2013	122.0	0.0	98.9	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 11.7	0.0	202.6	0.0	70.6	0.0	13.4
	2014	122.0	0.0	115.3	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 6.4	0.0	279.2	0.0	81.3	0.0	▲ 1.0
パ タ ー ン 2	2007	55.0	10.5	50.4	0.0	48.0	0.0	64.3	6.9	74.7	6.4	72.7	6.1	71.8
	2008	71.3	0.0	79.0	0.0	36.4	0.0	64.8	3.3	85.9	1.4	81.4	0.4	79.3
	2009	92.5	0.0	51.7	0.0	6.5	0.0	51.4	0.0	92.1	0.0	79.3	0.0	73.2
	2010	122.0	0.0	59.7	0.0	▲ 24.4	0.0	16.3	0.0	83.6	0.0	56.8	0.0	44.1
	2011	122.0	0.0	41.3	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 10.0	0.0	92.2	0.0	43.2	0.0	20.6
	2012	122.0	0.0	58.3	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 24.4	0.0	120.4	0.0	38.3	0.0	1.5
	2013	122.0	0.0	48.8	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 24.4	0.0	171.0	0.0	41.5	0.0	▲ 14.5
	2014	122.0	0.0	74.7	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 19.1	49.0	198.6	0.0	52.3	0.0	▲ 24.4
パ タ ー ン 3	2007	61.3	0.0	71.7	0.0	33.3	0.0	49.6	0.0	66.9	0.0	64.3	0.0	63.1
	2008	75.6	0.0	80.9	0.0	17.4	0.0	45.8	0.0	77.1	0.0	70.2	0.0	66.8
	2009	94.7	0.0	80.0	0.0	▲ 14.6	0.0	30.2	0.0	81.2	0.0	65.9	0.0	58.6
	2010	122.0	0.0	60.7	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 4.8	0.0	72.7	0.0	43.4	0.0	29.5
	2011	122.0	0.0	50.4	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 24.4	0.0	81.3	0.0	29.8	0.0	6.0
	2012	122.0	0.0	48.9	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 24.4	0.0	109.4	0.0	24.8	0.0	▲ 13.1
	2013	122.0	0.0	56.4	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 24.4	0.0	160.1	0.0	28.1	0.0	▲ 24.4
	2014	122.0	0.0	72.9	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 19.1	38.1	198.6	0.0	38.9	0.0	▲ 24.4
パ タ ー ン 4	2007	65.6	0.0	75.9	0.0	37.5	0.0	53.7	0.0	71.0	0.0	68.5	0.0	67.3
	2008	78.5	0.0	82.2	0.0	18.7	0.0	47.1	0.0	78.4	0.0	71.5	0.0	68.1
	2009	92.5	0.0	83.5	0.0	▲ 11.2	0.0	33.7	0.0	84.6	0.0	69.4	0.0	62.0
	2010	122.0	0.0	64.2	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 1.4	0.0	76.2	0.0	46.8	0.0	32.9
	2011	122.0	0.0	53.8	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 24.4	0.0	84.7	0.0	33.2	0.0	9.4
	2012	122.0	0.0	52.4	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 24.4	0.0	112.9	0.0	28.3	0.0	▲ 9.7
	2013	122.0	0.0	59.9	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 24.4	0.0	163.6	0.0	31.6	0.0	▲ 24.4
	2014	122.0	0.0	76.3	0.0	▲ 24.4	0.0	▲ 19.1	41.6	198.6	0.0	42.3	0.0	▲ 24.4

単位：億kWh

義務履行に使用不可能な相当量、 当該年バンキング/ボローイング可能量

緑の塗りつぶしは、義務履行に使用不可能な相当量が発生する年度、赤の塗りつぶしは、ボローイングを全量行っても制度全体で義務履行が不可能な事態が発生する年度である。

図 1 前提に基づいた基準利用量の変化



➤ 注目点

✓ 急がれる RPS 電源の新規建設

パターン 1~4 のいずれでも、今後相当なペースで RPS 電源が建設されなければ、2011~2014 年度において制度全体として義務履行が出来ない事態が発生する可能性がある。特にパターン 2~4 の経過措置期間の義務量引き上げは、後年に相当量の需要圧力となって効いてくる。

✓ 義務量引き上げによる負担の増加

経過措置期間における義務履行に使用できない相当量の発生を抑えるために義務量の引き上げで対応すると、パターン 3 及び 4 であっても、それぞれ 40 億 kWh 前後の追加的な義務量が発生し、これにより追加的な費用負担が発生する。

➤ コメント

✓ 新エネルギー政策単独でなく、エネルギー政策全体の中での新エネルギーの役割と目標を明示し、実現のための負担（だれが、どれだけ）をしっかりと示すことを期待。

- ◇ RPS 制度については、負担者が誰であるかを明確にし、その負担者が負担について納得することが重要。
- ◇ RPS 制度の本質から考えると経過措置の変更は対処療法であり、本来は 2011 年~2014 年度の義務量の設定、及びその根拠となる新エネルギーの未来図や実現のために必要な資金/技術などの負荷の議論が重要。

✓ 義務量変更による追加的な負担は大きなもの。

- ◇ 仮に義務量の追加が 40 億 kWh になると、相当量の価格を 5 円/kWh とした場合、負担者から発電事業者へ 200 億円の価値の移転が発生⁴。制度運用の変更により負担が増加した場合、電力自由化部門において電気事業者が本当の受益者である最終需要家へ十分に負担増加額を転嫁できるか実態上は疑問。

✓ 今回のような制度運用の見直しは、今回限りとすることを期待。

- ◇ 今回の目標設定と現実の乖離の問題を良い経験とし、単に経過措置部分だけでなく、2011 年度以降の義務量の設定も含めて、現実の需給や実現の可能性が高い政策目標を考慮した議論が重要。

以上

⁴ 浅野浩志東大教授/電中研上席研究員によると、現状で既に、追加的な対策費用（系統強化費は除く）は 2010 年度に年間 930 億円（販売電力量に対して約 0.1 円/kWh）となる。